

# 幼児教育の無償化の対象になるには 申請が必要です

## ◆保育料◆

- ・満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもの保育料が無償となります

- ※ 1号認定の申請を、利用予定の幼稚園・認定こども園を通して行ってください。
- ※ 実費として徴収される給食費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となりますので保護者負担となります。
- ※ 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子（小学校3年生までの子どもから数えて第3子以降の子ども）については、副食（おかず等）の費用が免除されます。（該当する方は入園後別途手続きが必要です。）

## ◆預かり保育◆

- ・**保育の必要性がある**3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもの預かり保育料が月額11,300円まで無償となります

- ※ 利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限額は450円）
- ※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもについては市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。（この場合、月額16,300円が上限）
- ※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合（平日の提供時間数が8時間未満又は開所日数が年間200日未満）、認可外保育施設等の利用も月額11,300円から預かり保育無償化分を差引いた金額が無償化の対象となります。

## 預かり保育の無償化対象になるには

名取市に申請いただき「**施設等利用給付認定**」を受ける必要があります。また、**対象者は保育の必要性がある方**になりますので、父母等それぞれが月64時間以上の就労等の理由が証明できる書類（就労証明書等）が必要となります。

申請書及び必要書類については下記にお問い合わせください。

問い合わせ先:

名取市健康福祉部こども支援課

TEL:724-7181